

平成23年（2011年）

# 釧路広域連合議会会議録

平成23年11月15日開会  
平成23年11月15日閉会

11月定例会

第3回11月定例会

釧路広域連合議会

平成23年第3回11月定例会

## 釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成23年11月15日 至平成23年11月15日 1日間

11月15日(火) 第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(16人)	1
欠席議員(1人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後2時00分開会)	1
日程第1 議席指定の件	1
会議録署名議員の指名(立石 巧議員、村上和繁議員)	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 副議長選挙の件	2
当選告知	
副議長の紹介	2
広域連合長の発言	2
日程第4 議案第6号ほか2件上程	3
提案説明	
松浦事務管理者	3
質疑・一般質問	
村上和繁君	3
蝦名広域連合長	5
議案第6号ほか2件討論省略	8
表決	
・議案第6号表決(可決)	8
・議案第7号表決(可決)	8
・議案第8号表決(認定)	8
閉会宣告(午後2時45分)	8
署名	9
付録	
11月定例会議決結果表	10
質疑・一般質問発言項目一覧表	11
議席表	12
11月定例会議事経過	13



平成23年第3回11月定例会

鉏路広域連合議会会議録 第1日

平成23年11月15日（火曜日）

議事日程

- 午後2時00分開議  
日程第1 議席指定の件  
日程第2 会期決定の件  
日程第3 副議長選挙の件  
日程第4 議案第6号ほか2件上程

会議に付した案件

- 1 日程第1  
1 会議録署名議員の指名  
1 日程第2  
1 日程第3  
1 当選告知  
1 副議長の紹介  
1 広域連合長の発言  
1 日程第4

出席議員（16人）

議長	17番	黒木	満君
副議長	8番	坂本	裕人君
	1番	東	隆行君
	2番	秋里	廣志君
	3番	館	忠良君
	4番	和田	淳君
	5番	立石	巧君
	6番	鎌田	民子君
	9番	秋田	慎一君
	10番	村上	和繁君
	11番	土岐	政人君
	12番	松永	征明君
	13番	三木	均君
	14番	松尾	和仁君
	15番	戸田	悟君
	16番	酒卷	勝美君

欠席議員（1人）

7番 上林 陸夫君

本会議場に出席した者

広域連合長	蝦名	大也君
副広域連合長	佐藤	廣高君
副広域連合長	日野浦	正志君
副広域連合長	棚野	孝夫君
副広域連合長	徳永	哲雄君
事務管理者	松浦	尊司君
監査委員	榆金	達朗君
事務局長	小林	強君
事務局次長	永田	裕君
事務局主幹	松田	義明君

議会事務局職員

議会事務局長	山根	誠一君
議事課長	松田	富雄君
議事課長補佐	渡邊	和典君
議事課長補佐	長野谷	宣之君

午後2時00分

開会宣告

○議長黒木 満君 皆様ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、16人であります。

出席議員が定足数に達しておりますので、平成23年第3回鉏路広域連合議会11月定例会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。直ちに会議を開きます。

日程第1 議席指定の件

○議長黒木 満君 日程第1、議席指定の件を議題といたします。

新議員の選出に伴い、会議規則第4条第1項の規定により、議席を指定いたします。

お諮りいたします。

新議員の議席は、ただいまのとおりで指定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。  
よって新議員の議席につきましては、ただいまご着席のとおりと決しました。

#### 会議録署名議員の指名

○議長黒木 満君 会議録署名議員の指名を行います。  
今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、  
5番 立石 巧 議員  
10番 村上 和 繁 議員  
を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

○議長黒木 満君 日程第2、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今会期は本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日1日間と決しました。

#### 日程第3 副議長選挙の件

○議長黒木 満君 日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。  
お諮りいたします。  
指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。  
副議長には、坂本裕人議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま指名いたしました坂本裕人議員を当選人といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 当選告知

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。よって、

坂本裕人議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、坂本裕人議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 副議長の紹介

○議長黒木 満君 副議長に当選されました坂本裕人議員をご紹介申し上げます。  
○副議長坂本裕人君（登壇） ただいま紹介いただき、釧路町の坂本裕人でございます。  
就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
ただいま、皆様のご推挙により、釧路広域連合議会の副議長の要職に就くことになり、誠に光栄と存じております。  
微力ではございますが、黒木議長のもと、円滑な議会運営に努めて参りたいと考えております。ここに議員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長黒木 満君 この際連合長から発言を求められておりますので、これを許します。  
連合長。

#### 広域連合長の発言

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。  
関係町村長、議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多忙の折、本日ここにお集まりをいただき、平成23年第3回釧路広域連合議会11月定例会を開催できましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。  
また、ただいま副議長が選任され、この連合議会の体制が整いましたことは、今後の広域連合の発展にとりまして、誠に心強く喜びにたえないところでございます。  
広域連合清掃工場は、平成18年4月の供用開始から本年で6年目を迎え、また平成21年度には弟子屈町が加入され、5市町村による可燃ごみの広域処理も3年目に入っております。  
この間、構成市町村間の円滑な連絡調整が図られるなか、トラブルもなく順調に稼働を続けており、排ガスを中心とした環境基準も十二分に達成されていることから、安全で安定した運営体制が確立されてきたものと考えております。  
さて、平成22年度のごみ処理状況ですが、ごみの搬入量につきましては、5市町村合計で、63,925トンとなっております。昨年度と比較いたしまして、約1,220トン、率にして1.95%ほど、増加をしているところであります。この他に最終処分場から搬入されます共通負担分の可燃性残渣、及びごみ発熱量改善の為に燃焼試験

資材を加算した総搬入量でも1,130トンほど増加しております。

ごみの焼却量につきましては、搬入量の増加に伴い、約3,520トンほど増加しておりますが、2つの炉を計画的に運用することにより効率的に焼却処理を行っております。

次に、本施設の特徴であります、資源循環の取り組み状況についてであります。発熱量の改善が図られていること等もあって、廃熱を利用した廃棄物発電では、工場で使用する電力のほとんどをまかなった上で、余剰電力の売電により予算に対しまして、約1,320万円増の7,260万円ほどの収入を上げております。

また、ごみから回収した鉄やアルミの再利用についても、搬出量及び売却単価が当初予算を上回り、1,430万円余りの収入となっております。経過等につきましては以上でございますが、この後、議案といたしまして平成23年度一般会計補正予算、釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の指定管理者指定の件、及び平成22年度一般会計決算認定についてご審議いただくこととなっておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に当広域連合の業務執行に当たりましては、構成市町村の負担金の抑制につながりますよう、尚一層の効率的で経済的な運営を心掛け、最善の努力をしまいる所存でございます。今後とも議員各位並びに、関係住民、町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願いを申し上げます。ご挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

#### 日程第4 議案第6号ほか2件上程

○議長黒木 満君 日程第4、議案第6号から第8号までの以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

松浦事務管理者。

#### 提案説明

○事務管理者松浦尊司君（登壇） ただいま議題に供されました、各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第6号、平成23年度釧路広域連合一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

このたびの債務負担行為の補正は、指定管理者制度に対応した、釧路広域連合高山の森パークゴルフ場に係る施設管理運営委託費を新たに措置させていただくものです。

次に議案第7号、釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の指定管理者の指定の件についてであります。釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を得ようとするも

のです。

次に議案第8号、平成22年度釧路広域連合一般会計決算認定の件についてであります。本案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成22年度釧路広域連合一般会計決算を議会の認定に付そうとするものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

#### 質疑・一般質問

○議長黒木 満君 これより質疑並びに一般質問を行います。

通告がありましたので、10番村上和繁議員の発言を許します。

10番村上和繁議員。

○10番村上和繁君（登壇） 通告に従いまして、2点お聞きをしたいと思います。

1点目は災害廃棄物の広域処理についてです。まず、順を追って事実の確認をしたいと思います。

3月11日、東日本大震災が発生。巨大津波が岩手、宮城、福島などの海岸線に押し寄せ、甚大な被害が発生をいたしました。

環境省は4月8日、都道府県知事宛に膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、全国的規模で広域処理体制を構築することが必要となっているとの震災瓦礫の広域処理の方針を打ち出しました。

これを受け、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査が全国の自治体に対し行われ、この調査に対し広域連合は可燃性混合廃棄物、木屑、プラスチック等混在ごみを一回の最大受入れ量300トン、受入れ場所釧路西港、処分方法は焼却、一日の処理可能量は120トン、年間最大受入れ可能量3,000トン、焼却灰については、釧路市の処分場に埋め立てると回答を致しました。

この調査にあたって、全国から放射性物質が混入することは無いのか、との問い合わせが環境省に殺到します。併せて被災地の側の意向も明らかになったことから、7月1日再調査が行われています。この時点の広域連合の回答は前回調査時の回答から変更はありませんというものです。念のため、広域連合にその回答の趣旨を確認を致しましたが、文面としては変わらないけれども、同様の回答として釧路市は受入れ条件として放射性物質の基準値以内であれば良いというのではなく、焼却灰への濃縮等の影響も考慮して国が責任を持って十分な安全確認を行う、こういう特記事項を書いていることから、広域連合も同様の立場をとっています、と回答をいただきました。

さて、8月11日、環境省は災害廃棄物の広域処理の推進について、東日本大震災により生じた災害廃棄物

の広域処理の推進に係るガイドラインなる新たな指針を決定をいたしました。

国が示した新たなガイドラインは、木屑等の可燃物について、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置をされている施設で、焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能であり、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル、これは1キログラムあたりということですが、以下である主灰は、一般廃棄物最終処分場における埋立処分を可能とする、8,000ベクレルを超える場合は埋立処分をするのではなく、埋め立てられた主灰分の放射性セシウム濃度の挙動を適切に把握し、国によって処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適切であるというものです。

国は、岩手県陸前高田市と宮古市の被災の瓦礫の放射能調査を同時に行い、繊維類については、1,480ベクレルの放射性物質を確認、瓦礫を一括焼却をする場合には、放射性濃度が高かった陸前高田市でも焼却前は147ベクレル、焼却灰については4,895ベクレルで、基準値の8,000ベクレルを下回ることから、広域処理焼却処分をして構わないと結論づけたものです。

このガイドラインに基づく再々調査に対し、広域連合は10月27日、これまでも放射性物質及びこれに汚染された物は除くとしていましたが、先に環境省が示したガイドラインでは、放射性物質に汚染された廃棄物を完全に排除していないこと、放射性物質に汚染された廃棄物が搬入される可能性が残ることから、受入れ条件が整わないとして、当初の受入れ可能の回答を取り下げる旨の新たな回答をした、これが事実経過になります。

私は国の広域処理のガイドラインが焼却後の灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下であれば、通常の可燃ごみと全く同様に処理して構わないとするものである以上、広域連合が一切の受入れを断ったことは適切な判断と考えています。

その上で、国のガイドラインそのものに大きな問題点があることも指摘しなければなりません。最初の質問はこの点に関わってお聞きをします。

一つ目、国のガイドラインは焼却灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下であれば安全と言っているわけですが、それは広域連合としてどういう認識をしているのか、これでは環境と住民の健康に問題無しとは断言しきれないということもあるでしょう。あるいは、安全性としては十分に担保はされているけれども、廃棄物処理法では放射性物質は廃棄物として処理しないとされていることから、安全、非安全に関わらず、処理してはならないという立場に立つ、こういう場合もあると思うんです。

広域連合としての基本認識をお聞かせ下さい。

2つ目、また焼却の主灰が8,000ベクレル以下なら

安全というなら、危険な放射性物質が仮に混入した瓦礫があったとしても、それ以外の廃棄物を一定量混ぜれば濃度は8,000ベクレルをクリアすることができることになります。

しかし、このようなやり方が住民の理解を得られないことは当然です。この点での認識もお聞きをします。

3つ目、焼却灰について8,000ベクレル以下という基準は示されていますが、焼却前の瓦礫の放射線については基準値では示されていません。つまり実際の瓦礫ならどの程度の汚染物質をどの位の量を燃やしたら基準を超えることになるのか、このことが定かにはなっていないわけです。最悪の場合、基準値を下回るだろうと受入れをしても、焼却後に基準値を超えてしまえば、埋め立てができずに、こういうことになってしまいかねません。

こうした問題点を国のガイドラインは持っているわけですが、この点についての認識もお聞きをします。

4つ目、最も心配されるのが、8,000ベクレル以下の焼却灰について、一般廃棄物最終処分場に特別の措置を講ぜずに、埋め立てるだけで、本当に安全性を確保できるのか、という点です。広域連合としての認識をお聞きします。

続いて、釧路広域連合の清掃工場のような、ガス化溶融炉で放射性物質が混入した廃棄物を焼却した場合は、大気中やスラグ等に放射性物質が排出されることは本当に無いのか、この点も十分に検証をしなくてはなりません。

ダイオキシン等はバグフィルター等によって、捕捉されるとされていますが、放射性物質は極めて小さな粒子、原子です。灰などに付着をしていれば捕捉は可能でしょうが、単体としても存在した場合、バグフィルターを通り抜けてしまうのではないのでしょうか。この点では専門家の間でも大きく見解は分かれています。国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター所長の大迫政浩氏は、煙突のフィルターが放射性物質を除去する仕組みになっていることから、煙となって拡散する可能性は無い、こういうふうにお話をしていますが、一方で放射線計測学の神戸大学大学院教授、山内知也氏は、放射能は焼いても消えませんから、どこに残るはず、フィルターで除去出来たとしてもそのフィルターは相当汚染をされます。本当に焼却施設から漏れ出ないのか、どの位の除去が出来るのか、瓦礫が拡散するにつれて、管理は難しくなる、こういう異なったコメントを寄せています。

定説は無いと私は判断をしていますが、広域連合としてどう認識をしているのか、お聞かせ下さい。

これは何も広域の瓦礫処理に関わる問題だけではありません。例えば、今日の新聞報道にも福島第1原発事故以来の日本へのセシウムの降下の記事が出ていま

した。

この記事によりますと、道東地方には東北地方と比べてもそんなに少なくない量の放射性セシウムが1ヶ月間に蓄積をされた、こういうことが報道されています。ということでみれば、釧路広域連合の焼却施設にこうした放射性物質が一部含まれた廃棄物が持ち込まれる可能性も指摘しないわけにはいきません。

そういうこともありますので、広域連合としてのお考えをお聞かせ下さい。

大きな2つ目は、議案第8号、決算認定の件について以下4点ほどお伺いをいたします。

最初は、熱量を上げるための燃焼実験についてです。予定したカロリー量を下回っているために、各種の燃焼実験が重ねられてきました。22年度でもこれらの実験に関わって、燃焼実験の試験材の購入に910万3千円が支出をされています。

その内容は、RPF原料、タイヤチップ、プラスチックバンパーチップ等で、三社から購入をされています。

その内、大半をRPF原料が占めています。RPFは主に産業廃棄物の内、マテリアルリサイクルが困難な古紙、及びプラスチック類を主原料とした高カロリー物質です。通常固形物として使うものですが、焼却炉にとって使い勝手が悪いのでしょうか、原料のまま購入をしております。この実験によって、ごみ熱量は308キロジュールほど上がり、結果として助燃材等の節約に繋がり、1,443万円の経済効果があったというふうに決算には出ています。

しかし、経済効果だけで判断するには、大きな疑問も残ります。焼却炉で使われているRPFは、事業系廃プラスチックが主原料となっています。ダイオキシンはバグフィルターで捕捉をされるとはいえ、分別から漏れて混入をされたプラスチックが結果的に燃やされることと、積極的にプラスチックを燃やすこととは違います。ましてや、プラスチックを有料で買い求めて焼却することには、なかなか賛成は出来ません。

分別を徹底して、出来る限りプラスチックごみについては、焼却しないようにすべきと考えますが、見解をお聞きます。

2つ目は、溶融スラグについてです。広域連合議会でも度々、溶融スラグの安全性や活用策が議論をされてきたところです。22年度の溶融スラグの販売益は6,000円と聞いています。

JIS規格に適合し、重金属等に関する溶出試験等も行われ、路盤材としての強度、耐久性などの品質についても問題ないということでしたが、実際販売益は決して大きなものとはなってはいません。

お聞きしたいことの1つ目は、販売単価のことで、溶融スラグの販売単価はトンあたり20年度が200円、21年度が94円50銭、更に22年度はこれが5円25銭

となり、23年度には民間用105円、公共事業用5円25銭になったとお聞きをしています。

どうしてこんなに単価が上下するのか、また、全国的な平均的な単価といえますか、標準的な単価もあるのだろうかというふうに思いますけれども、それはどの位との認識なのか、お示し下さい。

3つ目は、大型改修工事、更新工事の単価の問題についてです。22年度は、5年に一度の点検や大規模の補修等も予定をされていました。例えば集塵機のろ布の交換で2,300万、不燃物集塵機のろ布の交換で250万、集塵機のベルトコンベアー整備に250万等々があり、21年度と比べ燃焼溶融設備で2,900万円、排ガス処理設備で3,550万円、溶融他処理整備で1,000万円、溶融飛灰処理設備で750万円等、21年度と比べて補修費が大幅に増えています。各自治体の負担金が前年度と比べ、8,966万3千円増加した理由はここにあります。

そこで、計画をされていた5年に一回の点検や、大規模な補修、更新等について、予定されていた事業の実施状況について示してください。

すべての事業を示すことは求めませんので、一定の線引きをしていただいた上で、実施状況を示していただきたい。

個々の事業費がどうだったのか、これも関心のあるところです。

22年度の予算議会でもこの点が議論をされ、連合長は運営管理検討委員会や、廃棄物処理に関する知識や、経験豊富なコンサルタントなどにより、維持管理費や業務範囲の検討、審査を行うとともに、類似施設を所有する他都市の状況なども参考に、適正な価格を設定した旨、答弁をしています。であればなおのこと、積算した時の予定価格はどの位で、実際はどの程度の金額で施工されたのか、検証すべきと考えます。

しかし、施工した実際の工事費については、委託業者から報告を受けていないとのことでした。委託費の積算にも関わることであり、一定の基準額以上のものについては、報告を求めようとするべきと考えますが、答弁をお願いします。

最後は、ごみ量の問題です。この間の広域連合の焼却ごみ量を事前にお聞きをしていますが、18年度は63,370トン、19年度は64,762トン、20年度は66,351トン、21年度は64,215トンでしたが、それが22年度に65,350トンと1,135トンほど増えています。

全体として、ごみの減量化が強調されている最中での焼却ごみの増加ですので、無関心ではおられません。

清掃工場で焼却したごみ量が増えた要因についてお示し下さい。

これで1回目の質問は終わります。

○議長黒木 満君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 村上和繁議員  
のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に災害廃棄物の広域処理、国の示したガイドラインについてのご質問でございますが、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理に関しましては、本年4月8日に環境省災害廃棄物対策本部が適正かつ迅速な処理をするため、全国的な広域処理体制を整備する必要があるとし、都道府県に協力の依頼がなされ、4月13日に北海道釧路総合振興局から、各自治体に対して受入れ処理への協力依頼があったところでございます。

この回答として、廃棄物処理法では、「廃棄物には放射性物質及び、これに汚染されたものは除く」と規定されていることから、被災地から排出される災害廃棄物には、放射性物質及びこれに汚染された物が含まれていないことが前提となっており、清掃工場の処理能力や年間運転計画などを考慮して、受入れ時期など一定の条件を付して、年間3,000トンの災害廃棄物の受入れが可能と回答したところでございます。

しかし、8月に国が示した災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインでは、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の受入れを、これを前提としていることが明らかになったことから、広域連合としては受入れ条件が整わないと判断し、10月に行われました再調査に対して、受入れ不可と回答をしたところでございます。

国のガイドラインでは、放射性セシウム濃度が一定基準以下の焼却灰であれば、一般廃棄物の最終処分場で埋立処分して良いとの方針を示しておりますが、災害廃棄物を焼却施設で受入れる際の放射線量の安全基準や指針は示されておられません。

議員から放射線セシウム濃度の具体的な例示により、疑問点のご指摘がありましたとおり、広域連合といたしましても、放射性物質に汚染された廃棄物を処理した場合の安全性に対する不安が払拭されないことから、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物については、一切受入れしないと判断をしたところでございます。

次に、仮に放射性物質を混入した廃棄物を焼却した場合についてのご質問でございますが、放射性物質に汚染された廃棄物を焼却した場合の排ガスなどに対する影響については、ご質問にもございましたが、専門家でも見解が分かるところでございます。

しかし、広域連合といたしましては、放射性物質及びこれに汚染された廃棄物は受入れをしないこととしておりますので、放射性物質に汚染された廃棄物を焼却することを前提とした想定はしておりません。

続きまして、焼却試験と、廃プラスチックごみの焼却についてのご質問でございますが、広域連合では可

燃ごみの発熱量低下に伴い、変動費加算額が増加傾向にあることから、構成市町村の負担を軽減するため、平成21年8月より、ごみ発熱量増加のために様々な取り組みを実施してきたところでございます。

ご質問のとおり、廃プラスチック類につきましては、可能な限り再利用を図ることを基本に、ごみの分別徹底に努めてきているところでございますが、事業所から排出される廃プラスチック類につきましては、マテリアルリサイクルが困難な物も多く、一部がRPFの原材料などに利用されているものの、あまり有効活用されていないのが現状でございます。

広域連合では、RPFと同等の発熱量を持ちながら、これまで未利用資源とされていた廃プラスチック類についても、サーマルリサイクルとして有効活用を図ることにより、ごみ発熱量を改善し、変動費加算額の低減に大きな効果を上げているところでございます。

次に溶融スラグの単価についてのご質問でございます。

溶融スラグの売却単価につきましては、平成20年度におきましては、土木や一般資材の設計単価や他施設での実績を参考に設定しましたが、利用実績が少なく、平成21年度は指名競争入札によって、単価設定をしたところですが、需要の拡大には繋がらなかったところでございます。

更に溶融スラグの有効利用を促進するためには、低廉な単価での販売が必要と判断し、他都市の状況を参考にしながら、平成22年度に税込み5円25銭と設定をしたところでございます。

この結果、コンクリート二次製品の原材料として、有効活用され、今後も民間での継続的活用が見込めることから、民間事業所への売却単価については、国内におけるスラグの売却単価や道内他地域の清掃工場における売却単価を参考に、105円と設定したものでございます。

なお、スラグの全国的な売却単価ですが、全体の4割がトン100円から200円、また道内では私どもの工場の他、現在9ヶ所の焼却施設で溶融スラグ有効利用促進を図っておりますが、売却単価は最低では1円、最高で200円と、このようにばらつきが大きい状況でございます。

次に大規模な補修更新事業の実施状況についてのご質問でございます。

平成22年度に実施した大規模補修等につきましては、清掃工場の運営開始時点において、稼動5年目に実施するとして計画した焼却炉の心臓部に当たる燃焼溶融整備の耐火物補修をはじめ、排ガス処理施設、通風設備など、16項目でございます。

大規模補修などの実施にあたりましては、個別の設備、部品等の損耗状況を調査し、一部の設備では、そ

の損耗状況から補修内容を拡大したものや、次年度以降の対応で可能と判断したものなど、状況に即した補修整備内容を決定し、実施しているところがございます。

次に事業費の報告についてのご質問でございますけれども、長期包括委託契約の基本的な考え方は、国土交通省が示した性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン、これを参考にしたものでございまして、委託の効率化や経費の低減等を図るため、民間事業者に対して一定の性能の確保を条件とし、補修の詳細については、民間事業者の裁量に委ねる内容となっている性格上、個々の事業費の報告は求めていないものでございます。

続きまして、搬入ごみ量増加の要因についてのご質問でございますが、平成22年度のごみ搬入量全体では、前年度比で1,135トン増加しております。

この要因といたしましては、釧路市の搬入量が1,342トン増えておりまして、全体量増加の大きな要因となっております。釧路市からの搬入量が増えた理由でございますが、町内会などのボランティア清掃ごみを可燃ごみとしたこと、また不燃及び粗大ごみが増加したことに伴い、粗大ごみ処理センターから搬入される可燃性残渣が増えたこと等によるものと確認しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長黒木 満君 10番村上和繁議員。

○10番村上和繁君（登壇） それぞれ答弁をいただきましたので、2回目、大きな観点から少し2つのことをお聞きしたいと思います。

被災地の瓦礫処理の問題ですが、国が当初考えた通りには、ことが運んでいないことは、私の質問でもあるいは連合長の答弁の中でも明らかになったのではないかとこのように思うんです。

たとえば4月の時点で、環境省の調査に42都道府県、572の自治体が広域処理受入れの回答をしています。現在これは、10月28日環境省が改めて再々調査の結果を集計した時点では、広域処理を実際に行っている、あるいはこれから検討をしているというふうに答えた自治体は全国で11でした。その後、増えておりますけれども、11月2日の時点でも52自治体、ですから当初の受入れ可という自治体の10分の1に実際の受入れを検討している自治体が減っているということです。

その後11月2日からは、東京都は比較的、放射線量の低かった宮古市の震災瓦礫を、これは東北地方以外では初めて受入れをされたというニュースが出ておりましたし、道内の苫小牧市なども安全性を十分に確保するという前提で受入れ可の回答をされている、こんなことが新聞にも載っておりました。

今後の展開を詳細に見通すことは出来ません。た

だ、このままでは国の広域処理の方針はおそらく十分には進まないだろう、こんなふうに想像をされます。

私は、問題の根本に8,000ベクレルの放射性セシウムが含まれても、一般廃棄物と同様に焼却・埋立をしても構わないという国のガイドラインが到底国民が納得出来るものではない、こういう問題がそこに横たわっているんだと、考えています。ただ、被災地の広域瓦礫については、今後とも処理をしなければなりません。おそらく当面の焦点となるのは、可燃の廃棄物ということになるんだろうと思うんです。

つまり、現在焼却施設を有している自治体、広域連合が今後どう対応していくのか、このことが注目をされます。

おそらく国は、このままではなかなか進まないの、新たな指針の見直し等、迫られると思うんですが、その上でもう一度広域連合に対して、震災瓦礫の受入れを求めてきたとしても、通常環境下に存在をする放射能濃度を超える瓦礫については、受入れないという原則を貫いて今後も対応をしていただかなければならない、私はそういうふうに考えておりますが、今後の見通しの中でそうした場合、放射性物質が基準値というか、自然界以上に含まれているものについては、今後も受入れないという態度で臨んでいただきたい、そのことについての連合長のお考えをまず1点お聞きをします。

決算についてお聞きをいたします。

イギリスの産業経済学者、マレーが提唱したゼロウェイストという考えがございまして。

ごみを焼却せず、環境負荷を減らしながら、堆肥化などの物質回収によって、燃やすごみをゼロにするという考えです。この理念を自治体運営に生かすべく、ゼロウェイスト宣言が各地の自治体でされています。

オーストラリアのキャンベラから始まり、アメリカのカリフォルニア州やサンフランシスコ、ニューヨーク、シアトル、ニュージーランドのオークランド、カナダのトロントやオタワに広がり、日本でも徳島県の上勝町や、福岡県の大木町などが宣言をされたことはすでにご承知のとおりだろうというふうに思います。

大木町の宣言を少しご紹介をしたいんですが、地球温暖化による気候変動は、100年後の人類の存在を脅かすほど深刻さを増しています。その原因が人間の活動や大量に資源を消費する社会にあることは明らかです。

私たちは無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上子ども達につけを残さない町を創ることを決意し、「大木町もったいない宣言」をここに公表します。いくつかあるのですが、その2にもともと貴重な資源であるごみの再資源化を進め、2016年、平成28年度までに、ごみの焼却埋立て処分をしない町を目指します。

廃棄物行政の目的は、出来てしまったごみを燃やし

たり、埋立てをしたりという消極的なものではありません。その中心にいかにごみを減らすのか、これがないとなければならないのは当然です。

日本ではまだ緒についたばかりのこのごみウェイスト宣言ですが、世界的な大都市も含めて年度を区切って焼却をやめる、そういう取り組みが広がっていることは、大変勇気づけられる内容と私は考えています。

一足飛びに、ここに向かうことはできないにしろ、できるだけ焼却量を減らす、廃プラスチックはできるだけ発生をさせない、どうしても出てしまうものについては、できるだけマテリアルリサイクルにまわして再利用をする。燃やして熱源とするサーマルリサイクルには、にわかには賛成できません。

1回目の質問でも指摘をしましたが、広域連合のごみ量の増大、RPF原料などを使った燃焼実験等については、経費節減の中で論じられるべきことではなく、ごみそのものを作らない、減らす、こういう大局の流れで、再検証すべきと考えます。

広域連合としての考えを改めて示していただいた上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長黒木 満君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 村上議員の再質問にお答えをいたします。

まず、災害廃棄物の広域処理についての、改めての考え方でございます。先程もご答弁をさせていただきましたが、広域連合といたしまして今後も放射線量が自然界のレベルを超えた災害廃棄物を受入れる、受入れ処理をする考えはございません。

そして、次にこのごみ処理の考え方についてでございますが、ご質問のようにこのしっかりと利用できるものを分別しながら利用していくということは、極めて重要なことであり、それぞれの自治体でも積極的に取り組んでいるところでございます。

この広域連合清掃工場といたしましては、その清掃工場のなかでも焼却をいかに効率よく進めていくかということで、先程もご答弁をさせていただきましたが、実際に使われない物をこの焼却の少しでも費用の低減なものに繋がっていくようなかたちをとろうという取り組みを行っているところでございまして、大きな考え方といたしましては、ごみを出さない、このように進めていくということは誠に重要なことだと、このように考えている次第でございます。以上であります。

○議長黒木 満君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

#### 議案第6号ほか2件討論省略

○議長黒木 満君 この際お諮りいたします。

各案に対する討論を省略し、直ちに採決を行うこと

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。  
よって直ちに採決を行います。

#### 議案第6号表決（可決）

○議長黒木 満君 はじめに、議案第6号、平成23年度釧路広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長黒木 満君 起立全員と認めます。  
よって本案は原案可決と決しました。

#### 議案第7号表決（可決）

○議長黒木 満君 次に、議案第7号、釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の指定管理者の指定の件を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長黒木 満君 起立全員と認めます。  
よって本案は原案可決と決しました。

#### 議案第8号表決（認定）

○議長黒木 満君 次に、議案第8号、平成22年度釧路広域連合一般会計決算認定の件を採決いたします。

本案を認定と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長黒木 満君 起立多数と認めます。  
よって本案は認定と決しました。

#### 閉会宣告

○議長黒木 満君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成23年第3回釧路広域連合議会11月定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 黒木 満

同 議員 立石 巧

同 議員 村上 和 繁

平成23年第3回釧路広域連合議会11月定例会議決結果表

会 期 自 平成23年11月15日

至 平成23年11月15日

（1日間）

釧路広域連合議会議長 黒 木 満

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
議案第6号	平成23年度釧路広域連合一般会計補正予算	連 合 長	23. 11. 15	原案可決
議案第7号	釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の指定管理者の指定の件	〃	〃	〃
議案第8号	平成22年度釧路広域連合一般会計決算認定の件	〃	〃	認 定
選挙第2号	副議長選挙の件	議 長	23. 11. 15	選挙完了 (指名)

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧 広 連 監 報 告 第 3 号	例月現金出納検査報告書	監査委員	23. 11. 15	報告完了

## 平成23年第3回釧路広域連合議会11月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	発言項目（要旨）
1	11/15 （火）	10番 村上和繁 （釧路市）	1 災害廃棄物の広域処理 2 議案第8号平成22年度釧路広域連合一般会計決算認定の件



## 平成23年第3回11月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	23. 11. 15	火	本 会 議	開会 議席指定 会期決定 副議長選挙 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会

釧路広域連合議会会議録  
平成23年第3回11月定例会

平成24年1月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-0807 北海道釧路市高山30-1  
電話(0154)92-2002

印刷 株式会社 藤プリント  
電話(0154)22-9311